

京都市消防局告示第4号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成22年10月15日

京都市消防局長 三浦孝一

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表中

「 北区上賀茂池殿町 西村家別邸 」	を	
「 北区上賀茂中上路町 西村家別邸 」	に、	
「 第二会合室付近 」	を	「 庭園内全域 」に、
「 左京区北白川伊織町 駒井家 」		敷地内全域 邸内全域（指定喫煙所を除く。）
を		
「 左京区北白川伊織町 駒井家 」		敷地内全域 邸内全域（指定喫煙所を除く。）
「 左京区南禅寺下河原町 清流亭 」		敷地内全域（指定喫煙所を除く。）
に、	「 旧日本銀行京都支店内部（指定喫煙所を除く。） 」	を
「 別館（旧日本銀行京都支店）内部（指定喫煙所を除く。） 」	に、	

下京区下之町 京都市崇仁隣保館	柳原銀行記念資料館内部
-----------------	-------------

を

下京区下之町 柳原銀行記念資料館	資料館内部
下京区綾小路通西洞院東入矢田町 杉本家住宅	建物内部（指定喫煙所を除く。）

に、

西京区松室山添町 月読神社	境内の石垣及び土塀に囲まれた区域
---------------	------------------

を

西京区松室山添町 月読神社	境内の石垣及び土塀に囲まれた区域
西京区大枝中山町 地福寺	本堂内部

に改めます。

(消防局予防部)